

会 議 録

会議の名称	第35回小金井市公立保育園運営協議会次第	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	平成29年3月11日(土) 午後3時30分～	
開催場所	市役所本庁舎 第一会議室	
出席者	五園連	東海林一基 委員(くりのみ保育園) 萩原 佐和 委員(くりのみ保育園) 細部真佐子 委員(わかたけ保育園) 石倉 秀一 委員(わかたけ保育園) 内田 明美 委員(小金井保育園) 長澤 麻紀 委員(小金井保育園) 石澤 和絵 委員(さくら保育園) 本間 義顕 委員(さくら保育園) 大井 優子 委員(けやき保育園) 角田 真理 委員(けやき保育園)
	市	大澤 秀典 委員(子ども家庭部長) 鈴木 遵矢 委員(保育課長) 菅野 佳高 委員(子ども家庭部保育政策担当課長) 前島 美和 委員(くりのみ保育園園長) 杉山 久子 委員(わかたけ保育園園長) 小方 久美 委員(小金井保育園園長) 福野 敬子 委員(さくら保育園園長) 海野 仁子 委員(けやき保育園園長)
欠席者		
傍聴の可否	○可・一部不可・不可	
傍聴者数	●●人	
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 第34回会議録の確認について (2) 公立保育園の運営に関するアンケート (3) 保育業務の総合的な見直し (4) 当面の課題について (5) 次回日程の確認 (6) その他	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
会議結果	1 開会 2 議事	

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第34回会議録の確認について (2) 公立保育園の運営に関するアンケート (3) 保育業務の総合的な見直し (4) 当面の課題について (5) 次回日程の確認 (6) その他
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度公立保育園の運営に関するアンケート調査集計（概要版）（資料154） (2) 職員団体協議資料（28.12.5開催分）（資料155） (3) 職員団体協議資料（28.12.5開催分）（資料156） (4) 職員団体協議資料（29.1.19開催分）（資料157） (5) 職員団体協議資料（29.2.10開催分）（資料158） (6) 小金井市公立保育園運営協議会報告書（資料159） (7) 職員の募集配置状況（資料160） (8) 小金井市公立保育園運営協議会委員（第2期）名簿（資料161）
その他	なし

第35回小金井市公立保育園運営協議会 会議録

平成29年3月11日

開 会

○大澤委員長　それでは、ただいまから小金井市公立保育園運営協議会の会議を開会いたしたいと思います。

それでは、次第に沿って進行をさせていただきたいと思います。議事の運営につきましては、皆様方ご協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、2の、2番目の議事でございます。

初めに、議事の(1)第34回会議録の確認についてを議題といたします。第34回の会議録につきましては、お配りした内容で決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○大澤委員長　それでは、ご異議はなしで認めさせていただき、第34回の会議録につきましては決定をさせていただきたいと存じます。

それでは、次に、議事の(2)公立保育園の運営に関するアンケートを議題とします。資料の説明をお願いいたします。

○鈴木委員　それでは、資料の154をご覧ください。アンケート調査の概要と自由記述内容のうち、各委員から記載すべきとの選択された事項、それぞれの項目ごとに一覧としたものを資料としてお配りしています。自由記述のほうにつきましては、網かけがある項目については、複数の委員から記載すべきとの指摘があった記述内容となっています。本日、概要版の内容と記載すべき事項についてご議論を、ご協議をいただきたいと思います。説明については以上です。

○大澤委員長　ただいま資料154のアンケートの概要版につきまして説明をさせていただいたところでございます。

何かご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○東海林委員長　こちらについては保護者に配布するイメージで一応いまして、ですので、それが可能なボリュームにおさめたいというのがまず第1の趣旨としてとあります。それを前提にちょっとご検討いただきたいんですけども、まず、これはやっぱり白黒ですよ、もし配布するなら。

- 鈴木委員 ちょっとカラーは無理です。すみません。
- 東海林委員長 なので、グラフの見やすさとかも、カラーだと見やすかったりもするんですけど、白黒だと同じような色になっちゃってますので、そのあたり含めて、まず選択肢で選んでもらった部分についての結果と、それからもう一つ、自由記述という形で書いていただいたところについて、どういうふうな形で反映させるかっていうのがあるかと思います。一つの考え方としては、あくまで概要版なので、自由記述については全てカットという形もあるかと思うしますので、ご意見ある方、ご希望ある方に。
- 萩原委員 いいですか。くりのみの萩原です。これ、もとのデータはカラーで作られてるんですかね。
- 鈴木委員 そうです。
- 萩原委員 最終的な最終版はウェブにもアップされるんですか。
- 鈴木委員 アップします。
- 萩原委員 配布は白黒でやむなしとしても、ウェブ上はカラーでそのままっていうことは可能なんですよね。
- 鈴木委員 可能です。
- 萩原委員 わかりやすいように。
- 鈴木委員 はい。
- 萩原委員 わかりました。
- 大澤委員長 ほかにどなたかが発言ございましたら、お願いいたします。
- 細部委員 じゃあ、わかたけの細部です。まず、これを配布していただくのは、年度内にやはりアンケートをしてくださった方にフィードバックができるようにしていただきたいというのが最優先だと思っているので、まずはこの概要版を本当に数字の集計ができてるところだけでも配っていただくっていうふうにしないと間に合わないんじゃないかなというふうに思っています。理想的なものは、これ、私ちょっと、この丸つけをしてお送りしたときにコメントを入れてしまったんですけども、委員が選んでいくと、どうしても自分が優先したいものが、主観がすごく反映されてコメントを選んでしまうと思うので、本当は数あるコメントをきちんと分類で分けて、そのうちやはりコメントの多いものの中の代表的なものをピックアップするっていうような合理的なやり方をするのが多少公平的になるかなとは思うんですけども、それをやる時間もちょっともったいないと思うので、可能であれば多い意見の中のもの全体の評価として、こういったよ

うな傾向にあり、こういった傾向の回答が多かったっていうような総括みたいなものを入れた上で、このデータの部分だけをつけていただくっていうのが、多分枚数的にも保護者が目を通しやすい分類になるんじゃないかっていう気がします。それ以外に全部のコメントをきちんと載せたものをウェブなりで配布するか、もしくは全体版は1冊ずつ各園にカラーで出してもらいたい感じにさせていただければ、興味のある方はそちらも見ていただけるんじゃないかと思うんで、提案としては1個はまずデータだけで年度内に配布していただくっていうのでどうかと思うんですけど、いかがですか。

○東海林委員長 総括のコメントのようなものについてはどうしますかね。

○細部委員 時間的に間に合うかどうかですよ。

○東海林委員長 もし市のほうで総括のコメントっていうのは…。

○鈴木委員 細部委員から市のほうでコメントをまとめてっていうのはいただいている、実は市のほうで選択するっていうのもなかなか恣意的であるとか、何とかな、そういう批判を受けがちだろうなということから、躊躇しているんですね、実は。それで、実際の記述を見ていただくと、人員の記述があったりとか、あと、保育内容の記述があったりとか、それ、複合的に同じ人がいろいろ書いてる部分もあって、なかなか分類するの難しいかなっていうのが率直な感想です。ちょっと作ってみるのは可能かなとは思いますが、やはりそれは皆さん確認いただく必要が当然出てくるかなという気はいたします。

○細部委員 わかたけ、細部です。そうすると、やはり年度内に配るっていうのは難しくなると思うので、であれば、もう本当に単純にこの数字の集計の部分だけは3月以降出していたくみたいな形でもいいんじゃないかと思うんですけど。日程的に見ても、来週もう月曜日が13の週になって、恐らく20の週以降になるとちょっと出てこない方とかもいらっしゃるんじゃないかと思うので、本当この来週1週間ぐらいが勝負になると思っているので、そうすると、もうコメントのところは全体版でご覧くださいとか、じゃあホームページにアップしますっていう形で一旦出していただくのでどうかと思います。

○角田委員 けやきの角田です。2点ありまして、概要版に関してはこれまで皆さんがおっしゃったとおりに、まずはこの全体のグラフの集計結果がわかるということがまずポイントになってくると思うので、この前半の1ページまでの間のものを何とかまとめて年度内に出していただきたいというのが一つです。その際に、現状のグラフですと回答数は記載されているんですが、それぞれ何%に当たるのというところが出ていないので、可能で

あれはその割合についても加えていただいたものを出していただきたいというのが一つリクエストです。

あと、これ全体版（完成版）にも関係するところで、例年このアンケートは行われていて、ちょっと私のほうで昨年度のデータと比較してみたところ、毎年1番目の項目で、「現状の小金井市の公立保育園に満足をしていますか」という全体評価の項目が入ってきているんですが、27年度については、「満足している」という評価をした人が95.1%でした。一方、「余り満足していない」を含めた不満足这个回答が4.5%だったんですね。一方、今年の集計結果を、これまでざっと出していただいたものから見てみますと、「満足している」というグループが90.8%で、一方、「余り満足していない」も含んだ不満足分が8.1%になって、前年度よりも1.8倍に増えていることがわかりました。例えば昨年度の集計結果の場合は、1-aで質問した理由を5つ以内で回答してもらいまして、満足している人は回答の理由として、5つこういったものを挙げてきていますというものが出ていて、不満足グループに対してもこういった点が不満足であったという回答がまとめられています。ちょっと今年は数値の変動が大きかったので、その辺一体保護者がどういったところを不満というふうに捉えていたのかもわかる資料になると、今後検討していく上でも大きく意味あるものになると思うので、その点の集計もお願いできるとありがたいんですが、可能でしょうか。

○鈴木委員 概要版にということで。

○角田委員 グラフにならないので、概要版に入れなくてもいいんですよ。ただ、全体版を出す際に、上記1-aの理由、5つ以内のところでは今は総計しか出ていないので、これまでの年度でも出されてはいたんですが、それぞれ、「満足している」、「おおむね満足している」という人たちがそれぞれどこを選んだのかということと、「余り満足していない」、「不満である」というふうに回答した人がどんな理由を挙げたのかということと、これをちょっとわかるような形にさせていただけると、検討していく上でも大きく役立つと思うので、ぜひそこはお願いしたいところです。

○鈴木委員 年度内ではちょっとあれかもしれないですけど。

○角田委員 ああ、それは概要版で今後。

○鈴木委員 全体版、最終的に。

○角田委員 比率がわかればいいです。

○鈴木委員 確定するときに。

- 角田委員 入れていただきたい。
- 鈴木委員 出していきたいと思います。
- 角田委員 それ、ぜひお願いします。
- 鈴木委員 はい。
- 大澤委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。
- 細部委員 すみません、わかたけ、細部ですが、今のは結構作業がかかると思うんですけど、またずるずる引っ張ってしまっても。というのは、来年、多分、次回が5月ぐらいになるのかなと思うんですけど、そこからまたもうすぐに次のアンケートの項目どうしましょうかっていう話になると思うんですね。そのときにはできればそういった分析結果もやはり出てほしいなっていう気がするので、その5月のタイミングのときには私たちにちょっと照会をかけていただけるようなものを作っていたいただきたいと思うんですけど、可能ですか。
- 鈴木委員 可能かどうかと言われれば、可能です。
- 細部委員 ぜひよろしくお願いします。
- 鈴木委員 はい。
- 東海林委員長 そうすると、概要版については、今出た意見ですと、テーブル、この選択肢の結果を載せていって、自由記述についてはフルのほうをみてくださいということにしますか。それでよろしければ、じゃあそういう感じにしまして、先ほど角田さんからお話あった、前回と比較しての分析のところなんですけれども、そっちの話に移ってもいいですか。
- 角田委員 はい。
- 東海林委員長 概要版の話は一旦、置いとくとして。傾向として不満足をつけている方が1.7倍でしたっけ、に増えて。
- 角田委員 そうですね、8.1%にまた増えてしまったので。
- 東海林委員長 増えてるというアンケートの結果からそうなっているんですけど、そのあたりについて、市のほうから何かコメントありますでしょうか。
- 鈴木委員 従前から公立保育園利用されている方の評価が高いというのは我々にとってうれしい状況かというふうに思っております。今、角田さんからもそういうご指摘ありましたけれども、自分もこの集計、コメント比較してみたときに、若干、①、②つけている数が減っているなというふうには思っておりました。自由記述の中で、①、②を選択した人、②、③を選択した人の中でどちら辺を選択しているのかというのを見たときに、やっぱ

り傾向としては見えてくる、体制の問題とか、そこら辺の声が原因なのかなというふうな気もするところです。ただ、詳細にまだそこら辺読み込んで、確認をしているわけではないので、自分の印象としてはそういうあたりの不満が若干増えてきつつあるのかなというふうに見ています。

○角田委員　　けやきの角田です。一応今まで出た資料をもとに私のほうでもいろいろと読み進めているところでして、例年共通の項目として、2番の項目で、保育ニーズについて、保育や保育園関係等で市に要望したいことという質問を行っていますよね。27年度のデータを見ると、保育士の欠員を含めた体制の問題と答えた人が、おおよそ63%ぐらいいました。2位が待機児解消の問題で、こちらは60%ほど。3位、4位が病児、病後児という結果になっていました。一方、今年のこれまで出ているデータから出していきますと、今回のニーズは、保育士の欠員を含めた体制の問題と答えた人が、回答数から比率を出すと63.6%に増えていました。次ぐ2位は待機児で、これは順位的には昨年と変わらないんですが、55.8%。3位は若干入れかわりがあるって、3位が病後児保育で30.7%、4位が病児で30.4%という結果になっていて、昨年度に比べてより保育士の欠員を含めた体制の問題を問題視している一般の保護者が増えたことがわかりました。去年の1位であったということもあって、今年のアンケートでは保育士の欠員を含めた体制の問題についてさらに詳しく聞いてみようということで3番の設問が設けられたと思います。

すみません、先に保育ニーズの話に戻るんですけど、保育ニーズの優先順位をこのアンケートで毎年聞いてまして、保育士の欠員問題を1位にしている人の数字を比較してみたところ、27年度は38.5%の人が欠員問題を一番重要であるというふうに回答しました。一方、今年度に関しては41.7%の人が1位にしまして、同じ保育士体制関連の問題を問題視している人の中でも欠員を1位にした人がかなり増えているという状況がわかりました。なので、保育士問題に対するニーズと申しますか、問題意識はより高まったものと思われまして。それで、このアンケートというのは、毎年、五園連で出している意見、要望のニーズの把握のためにも使われておりまして、平成28年2月に出したものでは、この保育士体制問題について、当面の保育内容に負の影響を与えないこと、中長期的な保育の質の低下がないようにすること、運協の協議内容に影響がないようにするよう求めています、これに対して西岡市長も、「採用については今後の対応となりますが、保育の支障のないように対応する」というふうに回答をして

くださいました。しかし、その後行われたアンケートで、より大きな問題として認識が高まっていて、今年さらに詳しく聞いた設問では、「体制が十分ではなく、現状は保育士の努力などで保育の質を保っているが、このままでは保育の質に影響が出る」と答えた人が167人もいたということがわかりました。「既に保育に支障が出ている」というふうに答えた人も28人出ていまして、この2つを合わせた体制は十分ではなく、保育への影響を不安視しているというふうに答えた人を合計しますと、全体の70%の人が問題視しているという結果になりました。なので、ちょっとこの問題に対しては市のほうでもどのようにお考えになっているのか改めてお聞きしたいということと、あと、この4月に定員がまた増えると思うので、現状の保育士体制について各園の園長先生に、現状どれぐらい不足しているのかということも含めてお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○鈴木委員　　じゃあ、自分のほうから。まず、体制について、ご指摘されているように非常に厳しい状況になっているというふうには考えています。以前もお答えさせていただいているところですけども、決して今の状況で我々いいとは思っていないし、責任転嫁するような言い方になっちゃいますけども、人事当局のほうには、我々、採用の必要性について常々訴えてきているところです。ただ、役所全体の職員の採用とかそういう考え方については判断する部署が我々とは違うところで行われている部分もありまして、正規職員の採用等に至っていないという実態があります。また、資料として職員の募集配置状況なんかで毎回お知らせをしている中で、非常勤嘱託職員であったり臨時職員であったり、そういう部分についても昨今の保育士不足と言われている中で、なかなか募集かけても応募がない、待遇の面でもこのままではちょっと相当厳しいことになるなっていうのが担当としての心配です。それについて、先般も市長のほうに、新聞の折り込みの広告を幾つか園のほうからもらって、こんな違ってるんですよみたいな形で状況を報告をして、このままではちょっと相当厳しいことになるというのは市長のほうに伝えて、対応してほしいということで依頼というか、話をしているところです。保護者の方々には、そういった本来要るべき数がそろわないということでご不安やご心配をおかけしていることには大変心苦しく思っておりますが、園のほうできちんと対応できるように我々もサポートしていきたいというふうに考えています。

○角田委員　　不足の状況、4月に定員が増えると思いますので、それに向けてもう既に足りないような状況が明らかになっているのか、それとも逆に応募等があって不足は生じない見込

みなのか、現状の見込みを伺っておきたいんですが、いかがですか。

○前島委員　　くりのみ保育園の前島です。くりのみ保育園の4月の状況ですが、育休任期付職員が1名欠です。それと、退職される臨時職員さん、加配の分の方がやっぱり3月で退職なので、臨時職員さん加配分が1名欠です。もう1名、臨時職員が育休代替の任期付職員が、任期が4月いっぱいまでだったんですけれども3月の退職になってしまったため、1カ月間、臨時職員さんがそこで配置されるんですが、その部分も今見つかっていない状況なので、4月末までは3欠、今までの状況です。

○杉山委員　　わかたけは、5月の育休明けの人の分の臨職さんは2人で1人という形で、全日、また全時間をフォローはできないんですけれども、7割から8割をそこが確保できたのでそこはオーケーになりましたが、加配対応のお子さんの部分が、またここも半分ぐらいです。半分は埋まってるんですが、半分は埋まっていないという形で、そこが埋まっていません。ほかは大丈夫です。

○細部委員　　すみません、わかたけ、細部です。半分というのは1人の時間についての半分。

○杉山委員　　ごめんなさい、5日間あって、大体2から3日埋まっているんですけれども、残りが埋まっていないという形です。

○石倉委員　　すみません、わかたけ、石倉です。今の話でいうと、考え方は0.5っていうふうに市も考える。

○杉山委員　　そうですね、0.5または0.4みたいな時間、ちょっと微妙な時間帯なので、はっきりと0.5っていう形になるかはちょっとあれですけれども。この表でいくと……。

○石倉委員　　その表でいくと、0. …。

○杉山委員　　0. 幾つっていう形で出たところですよ。

○石倉委員　　ありがとうございます。

○小方委員　　小金井の小方です。小金井は産休に入る職員が1人おります。その分の臨時職員が見つかっていません。なので、1欠です。あと、毎度この表に出ているような朝夕の時間がちょっと足りない分は、また来年も継続になります。あと、現在、朝のパート職員が3人欠員で、見つからないとこのまま3欠でいく感じになります。以上です。

○福野委員　　さくらの福野です。4月からは育休任期付が1名まだ決まっています。育休代替の臨職、週3日勤務の方がいるんですけど、あと2日勤務の方が見つかってません。あと、加配児対応の臨職さんで週3日できる方がいて、週2日が欠員です。朝夕のパートさんについては、夕方が2名欠員の状況です。

○海野委員 けやきの海野です。4月から、まだ確約がとれてない人もいますけれど、育休代替の任期付が1名と、育休代替の4月分の代替の欠なので、臨職1名分が足りないんですけど、何とかできそうな風が吹いてきたかなという感じで、そこは何とかなりそうな感じで、見通しが暗いのは、朝パートさんが、定数増分で朝パートさん、夕方パートさん1名ずつ予算を確保、保育課のほうで確保してくれているんですけども、その分が朝パートさんがちょっと今見つからないという状況ですね。あとは何とかいけそうです。

○東海林委員長 東海林ですけど、今、足りてますっていう園は一つもなかったんですけど、配置基準は大丈夫なんですね。それを下回るっていうことはないって考えていいのよ。

○小方委員 最低基準は下回らない。

○東海林委員長 ですよ。それで、足りない分については、今いる方の超勤というか、時間をちょっと長くやってもらったり、そういうことで埋めるっていうことでしょうか。それとも、ないまんまっていうのもあり得る。

○海野委員 まだ採用試験を控えているものが幾つかあるので、そこで採用が決まれば、少し今の足りてない部分にそこ補充はできるっていうのと、あと、臨職さんもう少し頑張って探すっていうふうな感じですね。

○東海林委員長 ただ、結果的に足りなかったときっていうのは、今いる正規の方とかが超勤対応で何とかするっていう。

○海野委員 そうですね。超勤の部分は出てくるし、ぎりぎりっていう感じ……。

○東海林委員長 ぎりぎり。

○杉山委員 事務室から入る感じ。

○東海林委員長 ああ、そうか、園長先生とかがっていうことですか。

○石倉委員 わかたけ、石倉です。今のお話でいうと、本来例えば事務室にいて、何かあったときにバックアップじゃないけど、そういう方まで教室のほうに配置しないと、そういうやりくりをしないと厳しいっていうことですよ。

○杉山委員 厳しい日も出てくるかもしれないです。

○石倉委員 しれない。

○東海林委員長 ごめんなさい、東海林なんですけど、引き続き、先生、ちょっと確認したいんですけど、先ほど課長のほうのお答えの中で、心苦しく思われているというところで、子ども家庭部としては採用のところ、そこをもう一度教えていただいてもよろしいですか。

また別のところで決まっているっていうようなお話もあったかと思うんですけど。

○鈴木委員 正規職員の採用、それから今言っている臨時職員、非常勤嘱託職員、育休代替の任期付等についてちょっと分けてお話ししますと、まず、正規職員については我々のほうも人事当局のほうには採用が必要というような形でお話をする場面もございます。ただ、そこら辺については先ほどもお話ししたように、市全体の人員の考え方の中で、職員団体のほうと協議をして人員に関して合意っていうのかな、妥結して採用されているという状況になっています。それから、任期付、非常勤、臨時職員等については、やはり採用試験、臨時職員は採用試験ないんですけども、採用試験の応募が少ないというところの状況がここ数年見えている状況があって、職員課のほうに働きかけて、例えば新聞の折り込み打ってもらうとか、あるいは保育士の養成課程のある大学等を求人の方に流してもらうとか、最近やってもらったのはC o C oバスに広告出してもらうとか、そういう取り組みをやっているところです。あと、臨時職員さんについては、採用試験じゃなくて登録っていう形なんです。それについても例えばハローワークとかそういうところにもやっていただいているんですけども、やっぱり資格持ってる方、今、引っ張りだこっていうような現状もあって、なかなかこちらに来ない。去年でしたっけ、交通費が出るようになったのは、とか、そういう改善はして、単価も改善しているところではあるんですけども、今の状況からすると民間さんのほうが、同じ折り込みなんか見ると、単価が高かったりとかそういうのもあって、なかなかこちらの採用につながっていかないという現状です。

○東海林委員長 ありがとうございます。今の話の中で正規のところについてお伺いしたいんですけど、基本方針の中では採用についての考え方も入っていましたが、今の市の最新の子ども家庭部としての考えとしては、今、課長がお答えいただいたとおりということでよろしいですか。この中で私は要求している、正規の採用を要求しているんだけど……。

○鈴木委員 方針の中では、正規職員の採用についてたしか出ていて、採用しないという形になっていたかなと思います。

○東海林委員長 そうですね。子ども家庭部からの文書。

○鈴木委員 あれは子ども家庭部保育課のほうで作っているところですけども、去年の人員団交の際とか職員の採用について検討を求めていたところではございます。採用しないっていう形であそこに記載はされておりますが、もう今後、未来永劫一切採用しないということではなく、例えば29年の4月の採用で、28年度中、28年度末で1人退職する部

分については、一定、正規職員の採用をしたりとか、それについては必要性を、職員課人事担当のほうに訴えて、正規職員の採用につながっているというのはあります。

○東海林委員長 それは任期のない。

○鈴木委員 通常の正規職員ですね、任期のない。

○細部委員 それ決定ですか。

○鈴木委員 それは、ただ職種がありますから、職種は保育士じゃなく、今回、保健師の採用で、正規職員を1名予定しているところです。

○東海林委員長 保育士さんでいうと、そういうのはないんですか。

○鈴木委員 保育士については任期付で今回、昨年10月に合意した内容で任期付対応という形になっています。

○東海林委員長 ちょっと何か自分の中で整理し切れてないんですけど、でも、まあ。

○萩原委員 すみません、くりのみの萩原です。ちょっとアンケートの内容にもあるんですけど、正規職員が揃わないから散歩に行けないとかってということがさくら保育園であるっていうのを前回ちょっと確認させてもらったんですけど、任期付職員さんが揃っていても散歩には行けないんですか、揃わないと。何かそういう規定があるんですか。

○前島委員 くりのみ保育園の前島です。任期付職員さんで散歩に行けないっていうことはないです。行っていいです。

○萩原委員 正規職員が揃わないから散歩に行けないという、別にそこの仕事の差異はないっていうことですよ。臨職さんだけだと散歩に行けないけども、正規でも任期付でも揃っていれば散歩に行けるんですかね。

○前島委員 くりのみの前島です。今、任期付職員さんは退職した職員が任期付職員さんで配置されているので増えてはいるんですが、多分各クラス、正規と任期付職員さんの担任になっていて、任期付職員さんのみの担任ということはないので、散歩に行けない状況とか、任期付正規職員さんなので、任期付さんと、例えば加配の臨時職員さんと一緒に散歩に出たりとか、あと、他クラスと一緒に散歩に出たりとかしているんで、散歩に行けない状況というのは。

○萩原委員 このアンケート結果、この前、1月のやつで確認させていただいて、さくら保育園のこの資料154の5ページにある、正職員の数が揃わないと出かけられないという返答だったので。

○福野委員 すみません、さくらの福野です。補足をさせていただくと、任期付職員と正規職員と

で散歩には行ってます。ただ、任期付職員は今現在、幼児クラスではなくて乳児クラスに入ってるってところで、乳児クラスに正規が2人いて、任期付とかで。任期付、ちょっといろいろ体制あるんですけども、行ってないってことはないです。

○萩原委員 そのアンケート結果で、育児体制が不足しているというふうに感じてる保護者が167名いて、現場では努力をされているというふうに感じている保護者がほとんどだと思うんですけど、園長先生の側で、この総計の保護者が感じてる不安と園長先生がそうだろうなと思うところに齟齬がないかをちょっとお聞きしたいんですけど、例えばこの保護者が勘違いしている場合もあるじゃないですか、このアンケートの結果で。というところ、例えば実際に本当に散歩の回数が減って、プールも減っちゃって、質も低下してるのかとか、保育士と保護者の意思疎通が全然できなくなっちゃったわとか、そういうことって園長先生は感じられてるんですかね。その質が、欠員は確かにすごく現場のスタッフの方にはすごく負荷がかかる場合もあるんでしょうけど、その欠員を、欠員でできなくなった、欠員があるからできなくなったことと、正規職員さん、任期付職員さんっていろいろな体制が組まなきゃいけないとできなくなっちゃったとか質が低下しちゃったってことって、このアンケート結果と何か齟齬があるなと感じられるところってありますか。

○石倉委員 少しフォローしていいですか。多分、質、回数は多分わかりやすいと思うので、質は我々がアンケートでも、例えば質でいうと、行く、何だろう、範囲が、距離が、昔はあそこまで行ってたのに、最近ここまでしか行けないよねとか、多分そういう感じのほうももしかしたら答えていただけやすいのかなと思って、質は、中身とかは僕らもわからないし、先生方も多分なかなかそこは、いや、その中でベストパフォーマンスやってますだと私は思うので、多分そういうちょっと軸で思い浮かべていただけるとわかりやすいかなとちょっと思いました。踏まえて、いかがですかという話なんですけど。

○角田委員 人手不足が起こるとちょっと厳しくなってくるような、一番初めに影響が出るような部分がどういうところなんだろうっていうのは、我々普通に過ごしている分にはなかなか気づきにくい部分でもあります。まず初めにこういうことができなくなったり頻度が減ったりとかそういう可能性がありますよっていうことだけでもわかると、我々としても状況を把握しやすくなっていくと思うので、一番人員が必要な部分というか、そういった面を教えていただけると。

○杉山委員 わかたけの杉山です。ぱって今思い浮かぶのは、やはり欠員があると、そこに応援、

例えば乳児のクラスでお休みがあったりとか欠員があったりすると、そこに応援に回る
ので、応援に回って、幼児が例えば3のクラスが2で、保育できなくはないですけど、
見るときに、やっぱりお散歩先については話をすることはあります。2人で連れていけ
る範囲と3人で連れていける範囲ではやっぱり安全面を考えると、特に春先などはここ
までにしようかっていうような話をしたりすることはあります。まだ子どもたちも安定
していないので。

プールの回数を先ほどおっしゃられていて、プールはどうかなと思ったんですけど、
プールは監視のことが厳しくなっていて、そこで人員がとられていますので、ちょ
っと去年とかおととしとかと単純に比較ができないかなっていうふうに思っています。
プールに関して厳しくなって人員を立てなくちゃ、監視の人員を立てなくちゃいけない
とかっていうのが前よりも明確になりましたので、そこで体制がとれなくて入れなかつ
たってことはあったかなと思うけど、まずはなかったかな、1回ぐらいあったかも
しれないですけども、そんなもんです。

○角田委員 ありがとうございます。何か今のお話だと、要するに一番手がかかると言いますか、
人を回さなくちゃいけない優先順位が高いのが乳児の応援であるということなので、や
はり今、園によってゼロ歳クラスの増員をしたところもあるので、そういったところで
今後乳児の応援が優先された結果、幼児さんの散歩の範囲であるとかそういったところ
にちょっとずつ影響を及ぼす可能性はあるという理解で間違いないですかね。

○杉山委員 はい。

○東海林委員長 よろしいですか。

○細部委員 ほかの園長先生もし何かあれば教えてください。

○海野委員 けやきの海野です。日中、けやき保育園ではここ何年か欠員というのはないんですけ
れど、その中でも経験、けやき保育園での経験が短い保育士が増えていてとかっていう
ことはあるんですね。けやき保育園の中では欠員というよりも、妊娠、出産、育休をと
るっていう、そういう世代がちょうど集中していて、今5人、おととしは7人育休をと
っていて、今は5人となっているんですけど、その代替の人も任期付っていう呼び方を
して、育休代替1年以上の職員には任期付の育休代替の職員となっています。そうす
ると、その方はキャリア短かったりする人もいたりします、長い人ももちろんいるし。そ
ういう中でやっていて、保育士体制が厳しくなると、やっぱり日中の保育はとにかく頑
張る一方、いろいろ保育には子どもと向き合ってる時間のほかに事務作業もたくさんあ

るんですね。連絡帳を書くこととか、保育計画を立てることとか、そのための準備、事務的な準備もありますし、作業的な準備もありますし、打ち合わせとかもたくさんあるんですね。そういうのをやっぱり時間内っていう形で持ってくる、子どもと向き合う時間を最優先にしていくっていうようなことで、保育士がちょっと疲れてくるっていうような、そういうことはすごく影響が大きいなっていうふうに感じます。

○小方委員　　小金井の小方です。散歩とかプールとか保育に関しては応援体制を組んでますので低下してるっていうことは感じてないです。今、海野さんからもありましたけど、あと加えて、環境整備みたいな美化デーみたいなものだったりとか、全員そろってればもうちょっと人数的に出れるんだけど、いや、今日は3人しか出れないねみたいな、そこはやはり出てきます。あと、どうしてもやっぱり休暇はとれなくなってくるかなっていうのはあります。

○前島委員　　くりのみ保育園の前島です。欠員になった場合一番思うのは、先ほど乳児のほうに応援に行くっていうお話をしたんですけども、一日中なるべく応援に行こうと幼児からするんですけども、やはり乳児の食事が終わってお昼寝に入る寸前に自分のクラスに食事にだけは戻ったりとか、なので、保育がどうしても細切れになっていく現状があるので、そこは一番避けたいけれどもどうしても避けられない、できるだけクラスに、乳児も寝ている時間は戻ってもらったり、そこで連絡帳を書いたりとかするので、その職員の移動とか、パートさんを含めてなんですけれども、そこはどうしても増えてしまうというのはあります。

○福野委員　　さくらの福野です。散歩についてなんですけれども、産休、育休は臨職対応なんですよ。育休に入ったら任期付採用ができるっていう感じになってます。それで、臨職さんは当番をしないので、臨職の期間は10時15分までで延長がないんですけど、回ってる回数が多くなってくる、かえって。10人で当番を回すのか15人で当番を回すのかっていうところで、そうすると、乳児クラスは散歩に、相方っていうかもう一人の人が10時15分番でも、朝のパートさんで散歩に行ったりしてるんですけども、幼児クラスが10時15分番だと散歩に行けないっていうことがあります。正規とパートさんでは散歩に行っていないので、さくらの場合は正規とパートさんでは散歩には行ってません。それは幼児クラスなんですけれども。

○角田委員　　けやきの角田です。今のお話だと、産休中は臨職さんしか入れないので、何ですか、当番、時間帯によってはうまく回らずに、幼児クラスの散歩などに影響が出る可能性が

あるっていいことですか。

○福野委員 そうですね。

○長澤委員 小金井の長澤です。今、園長先生が話してくださったようなことって、割と親が見ても忙しそうにしてるのがもう見えてきてる状態なんですね。細切れでやってるんじゃないかな、応援体制に物すごく入ってくださってるのはわかるんですけど、やっぱりいつもの担任の先生じゃない方がノートを書いたり、いつもの担任の先生じゃない方に散歩に連れていってもらってたりっていうのが、やっぱり去年と比べて今年が見えてくるっていうところがやっぱりそのアンケートの結果にも出てきてるような気はするんですね。なので、またアンケートの話にも戻んですけど、やっぱりぎりぎりになって急に概要版を作るとか、大分前にとったアンケートの答えを今さらやっぱり戻されても保護者も何答えたかわからなくて、また答えたことに対して何か対策をこうしますとかっていうものが特になければ、また同じアンケートを夏に繰り返すっていうことで、アンケート答えたのに別に何も変わって、対策をしてもらってない。でも、ぱっと見る限り、何となく保育士体制はばたばたしてるって、そこだけ見えてしまうので、多分この調子だと不満は、不満とか不安は増えていくだろうなと思うんですね。なので、アンケートせっかくとってるので、先ほど角田さんが調べてくださってるみたいなことって、本当にもう少しスケジュールを持って、いついつにアンケートをとって、いついつにはまず第1回目の概要版を作って、その概要版を配布した後に全体版はきちっとウェブに載せて、その回答、回答というか、それに対する市の対応って今こういうことをしてますっていうことも公表して、その上で次の質問事項を決めて、次の質問、アンケートをまた翌年度開催するっていうようなのを、やっぱり次年度、次も4月、5月の段階で決めるとかっていうのはやらないとアンケートの意味もないですし、本当に見えてる部分は不安要素をあおるような部分ももう明らかに見えてきてしまっているんで、せっかくアンケートをとるんだったらもう少し活用、有意義に活用できる方法を、もう次の春の段階で決めたほうがいいんじゃないかなとは思いました。以上です。

○東海林委員長 来年に向けての反省っていうところを含めて、今おっしゃるとおりだとは思いますが。それで、今回アンケートの試みとして、前回で1位だった保育士体制のところについて詳しく聞いてみるっていうことでやって出てきた結果っていうのは、今、概要版の2ページ目にある、これタイトルとグラフがずれてるのか、ちょっとこのままだと概要版としても機能しない気がする。保育ニーズについてじゃないんですよ、この2ページ目

の円グラフっていうんですか、これ。何かちょっとそれは調整をしていただくとして、このグラフ自体は保育士体制について聞いた内容の回答をまとめた円グラフになっていると思うんですけど。

○石倉委員　　これ3の1ですね。

○東海林委員長　　そうですね、2じゃない。

○石倉委員　　2じゃないです。

○角田委員　　これ逆にってる。

○東海林委員長　　だから、ちょっとこの円グラフのほうに話をすると、保護者の印象としてアンケートの結果っていうのはありますけど、体制が十分ではなく、現状は保育士の努力などで保育の質を保っているが、このままでは保育に支障が出るというのが圧倒的に多かった、印象としてはそういう結果になって、今、園長先生にお話聞いてみると、おおむねこの印象って何か間違っていないというか、そんなふうにお話聞いてて私は思ったんですね。そこで市のほうに改めてどうですかっていうふうに聞きたいんですけど、ちょうど部長も変わられたことだし、もしあれでしたらちょっとどんなふうに思われたかっていうところを教えていただければと思うんですけど。

○大澤委員長　　すみません、保育園のこのアンケートにつきましては、すみません、今日初めて見させていただいておるところでございます。例えば学童のほうでも、毎年委託をした関係でアンケートをとって分析はさせていただいて、同じような形はさせていただいています。ちょっと今日、皆様方の意見等もちょっと初めて伺っておるところでございますので、今の段階でどうこうということに関しては、ちょっとすみません、まだ答弁できるところではございませんが、そういったところでほかのところでもそういったアンケート等をしており、当然改善を求めるもの、あと全部ができるものとできないものっていうところはやはりどうしてもあるっていうところだけのご理解をいただき、対応ができるものに関しては対応をしていきたいというところは基本的な考え方になるかなというふうに思っております。今日のところにつきましては、すみません、まだ前年のものともちょっと私自身が比較をしているところではないので、今日のところにつきましてはその旨のところでご理解をさせていただきたいと思っております。

○東海林委員長　　すみません、ちょっと先ほどの課長のところの話に戻して、基本方針案っていうやつを見ると、市のホームページのところですけど、子ども家庭部保育課から出している今後の方針として、(2)として、職員体制については原則正規職員を採用せず、補充が必要

な場合は任期付職員、非常勤嘱託職員、臨時職員による対応とするっていうふうにあつて、ここは保護者としては非常に問題視しているというか、気にかかっている部分ではあると思います。先ほどの課長のお話は、保育課としては正規の必要性を認めていて、正規職員を要求しているんだけど、なかなかその要求が通らないっていうふうに私聞こえたんですけど、そうだとするとこの基本方針、この後にまた組合交渉っていうのがやっていると思いますので、その過程で、今の保育課のお考えとしては、先ほど保育課長から答えていただいたとおりののか、ちょっとそこあたり整理していただきたいんですけど。

○鈴木委員 基本方針というのは、資料135で出したやつ。

○東海林委員長 そうですね。

○鈴木委員 それの中で、2番目、今後の職員体制については原則的に正規職員を採用せず、補充が必要な場合は任期付職員、非常勤嘱託職員、臨時職員で対応するという出しています。これは職員団体協議資料ということで出しているところで、これをもって職員団体のほうにはお示しをしている内容です。この後に人員の関係で職員団体のほうでは合意している形に確かなっていた、タイミング的にはなっていたかなと思うんですけども、実際に仕事、保育園を運営していくに当たって、今までもいろいろご指摘受けましたけど、任期付の職員であつたりすると、なかなか採用難しいんじゃないのと言われていて、それはそのとおりでなというふうに思っている部分もございました。今回、先ほどもちらっとお話ししましたが、今度の4月1日の採用予定で正規職員をはめるところも一定あります。それは退職の話があつた後に、職員課、人事当局のほうという調整する中で必要性を訴えて正規職員の採用に至つたという実態がございます。

○東海林委員長 それは保育士さん。

○鈴木委員 いや、違います、保健師です。

○東海林委員長 この基本方針は保育士さんについて。

○鈴木委員 いや、これは職員体制についてはとありますので、保育園に勤務する全員が対象になってます。

○東海林委員長 少なくとも保育士さんは入ってるわけです。

○鈴木委員 保健師が入ってます。

○東海林委員長 保育士さんのこともあわせてますよね。

○鈴木委員 入ってます、はい。

○東海林委員長 保育士さんに限った話でいうと、今の話はだからちょっと違うということ。

○鈴木委員 なので、保育士の任期付についてもなかなか採用難しいので、このままじゃ厳しいですよっていう話は、先ほどお話ししたように人事当局のほうにも、市長も含めて話をしているところです。未来永劫、この基本方針にあるような、一切採用しないという考え方はないっていうのは以前、全部情報をたしか運協の中でお話ししたかと思いますが、そういう考えではありません。

○東海林委員長 私としては未来永劫だと、ちょっと射程が遠過ぎて... 10年後ですとかって言われてもちょっとあんましピンとこないところはあるんですね。だから、やっぱり大筋のところ、29年4月については職員団体のほうと合意したっていうお話は確かに何ったと思うんですけど、要は、ここの基本方針のこの1文については保護者としても問題意識が高くて、今後含めて、ここについては何とか市のほうに方針を改めてほしいっていう要望は確実にあるところだと思うんですね。その話をするに当たって、保育課さんとして未来永劫っていうお話は今いただいたんですけど、近々のところで正規の保育士さん、もう保育士さんに限った話で、正規の保育士さんっていうのを採用していくっていう、少なくともそれを訴えていくっていうおつもりって、今の現状としてはどうなんでしょうか。

○鈴木委員 まず、今、職員組合のほうには保育業務の見直しということで提案している状況があります。当局側の考え方としては、運営方式を見直すことによって生み出される人材については、保育園のほうに配置をし直して体制は尽くしていきたいという考え方を持っているところです。そういう中で、最終的になっていう言い方はちょっと変ですけども、今後そういうものが仮に進んでいったときに、その際に生じてくる退職者、定年退職であったり普通退職であったりで欠員が生じてくれば、そういう部分については正規職員の採用についても当然採用すべきものというふうに考えております。近い話になっちゃうと、例えば来年度、来年度というか30年度か、30年度の話を考えてときに、なかなか明確にこれこうこうというのはお話ししにくいところではありますが、今回の任期付の募集に対する応募状況を見ても、相当厳しい状況になる可能性はあるので、我々としては危機感を持っているというふうにはお話、発言させていただきました。

○石倉委員 わかたけ、石倉です。ちょっと言葉尻なのかわからないんですけど、じゃあこの原則って言っているのは、あくまでも採用側が言っていて、それを子ども家庭部さんとして文書に載せてるっていうところですか。今の話をお伺いすると、アプローチはしていて、

アクションは起こしているんだけど、採用側というか市側のほうの財政側のほうでこれこうだからってというのはあれなんで、そこの温度感が大事で、我々がこうやって集まって保育の質を高めていきたいと思いますという話で皆さんここに用意していると思うので、そこの思いが同じであればいいんですけど、いや、そもそもこの原則を子ども家庭部さんのほうでそういう方針だとすると、全然前提が違うのかなと思っていて。

もう一つは、これは、すみません、人事さんのほう、人事採用というか育成のほう、わからないですけど、そちらのほうなのでお答えできないと思うんですが、とはいえ、小金井市の採用ってあんまり人数変わってないなと思っていて、平成23年が35人、25年13人、26年31人、27年34人、これホームページに載っている数字なんですけど、上級と中級と当然にあるので違うんですが、こういうふうに採用の枠はほとんど変わってないのに、何か何でこっち側の話が出てこないのかなってというのはすごい純粋に一市民としても思うんですけど、そこはちょっとお答えできないとは思って、先ほどの原則の話は、どういうスタンスで誰がどういうふうに行っているのかちょっと明確にしておきたいなと思ったんですが、そこお答えになるのは難しいですか。

○鈴木委員　　まず、保育サービスに関する基本方針、資料を出しているやつ、資料235号、これちょっと右肩に子ども家庭部保育課って載っかっています。保育課の考え方、役所全体、市としての考え方というふうにご理解いただきたいと思うんですが、右肩に資料提出の担当という意味で保育課というのは出てきますけども、市の考え方ということです。言い方すごい変ですけど、市の考え方があって、それでもそれぞれの担当、保育に限らずいろんな担当ではそれぞれ考え方を持っているけども、それが市の全体としての考え方として統一されるかっていうのは、またそれは別の問題というふうに思います。

○本間委員　　すみません。

○東海林委員長　はい。

○本間委員　　さくらの本間です。今のちょっと整理してしまうんですけど、もともと平成25年から総合的な見直しというのが行われて職員団体提案があってから、基本的に正規職員を採用しなく、任期なしですけど、正規職員を採用しなくなります。それが今度、任期付であったり臨時職員さんとかで穴埋めをしようとしてました。結果、だけど、臨職さんとか任期付がちゃんと集まらなくて、穴埋めに失敗してますというのが今ここ数年の現状だと思っています。それを受けて、先ほど園長さんのほうからもいろいろお話ありましたし、アンケートの結果でも、現場に影響が出てきてるんじゃないのっていう声がある

出ているのだと思っています。なので、今、話が出ているように、じゃあそもそもの本丸であるやっぱり正規職員、その間も当然任期なしの正規職員の方って定年退職であったりとか、どんどんいなくなっているんで、その穴埋めはやっぱり任期付じゃなくて任期なしの正規職員でやっていくのが筋なんじゃないのっていう話が一方であると思っています。前回の運営協議会でも一方で課長のほうからもお話があったのは、いや、今、総合的な見直しがされていますと。そうすると公立の保育園が減るかもしれないんですと。じゃあ幾つ減るかどうかわからない結果、正規職員が何人余るかもわかりません、だとすると、今のところは凍結せざるを得ないという話があったと思います。ここまでの認識ってまず合ってるかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○鈴木委員　　まず、正規職員に対する欠員の補充というのは、保育業務の総合的な見直しは25年の7月から始まって、非常勤だと26年から、正規職員の欠員1に対して、非常勤嘱託職員、週35時間。

○杉山委員　　30時間。

○鈴木委員　　30時間の職員2人を配置するというので始めました。なかなかそれが、言い方がすごく悪いですけども、うまくいかなかったという言い方しちゃっていいのかな、微妙ですね。その翌年度から一般任期付という形で配置をしているということで、正規職員の欠員に対しては臨時職員を配置していません、まず。臨時職員は、先ほど園長からあったように、産休の期間、妊娠して産休入るときには臨時職員で、そこから先、育児休業入って1年以上だと育児休業の任期付という形で対応している形になっています。正規職員の欠員に対する一般任期付につきましては、現在、全部で11か、11人いるところです。きちんとやっただいているというふうに我々思ってますけども、なかなか採用が難しいというのは先ほどでお話ししているとおりです。これについては我々としても、保育はやっぱり人手ですから、頭数っていう言い方は変ですけども、それがそろっていないと認可の基準に満たせなくなるような可能性も出てくるということで、採用が難しいっていうのは今後も人事当局のほうには訴えていきたいとは考えておりますが、ここで明確に人事の関係について私のほうからこうしますっていうのはお話ししにくっていうのはご理解いただきたいというふうに思います。

○東海林委員長　本間さん、続けてよろしいですか。

○本間委員　　はい。

○東海林委員長　大丈夫ですか。

○細部委員　　わかたけの細部ですが、こういうことを聞いていいのかわからないんですけど、鈴木課長のお話を聞くと、今、公立保育園減らしていくかもっていう話がある中でっていうことがありますなんだってというのがよくわかって、採用はしません、余っちゃうかもしれないから。でも、このまま採用をずっと続けないと、公立保育園として、認可の保育園として満たすべき正規職員の数が足りなくなる可能性もあるから、今、求めてはいきますとはおっしゃってたんですけど、利用している私たちからすると、そこが足りなくなるところまで追い込んで、もう実質、園を減らさざるを得ないところに追い込まれていっちゃうんじゃないかなっていう何か不安を覚えるんですよね。ちょっと今、アンケートの話なので、大分違うところにそれてきてしまったんですけど、何かそういうふうに兵糧攻めにされてて、結果もうここしか行きようがないようなところになっているっていうのには、すごくそれは不安を感じていて、アンケートの結果にもみんなわかって出てきてるんだろうなというのがありますし、先生方なんかはやはり市を代表してこうやって保育をしてくださっているんで、いるぎりぎりのメンバーでやれる限りのことをやってくださってるから、もう絶対そこでちゃんとやりますっていうことしか言えないと思うんです。実際やってくださってると思うんですけど、先ほど長澤さんも言ったように、かなりそれがもう目いっぱいのところまで来ていて、先生たちもすごく疲労されてたり、何かちょっと間違いがあったら大きな事故につながっちゃうんじゃないかと感じるような状況にも追い込まれてるんじゃないかっていうふうにやはり思うので、何かちょっともう方針がありきでみたいな、これを進めることが悪い云々とかいうんではなくて、もう少しそこに今使っている利用者の声を反映して進めていただくような決め方だったり進め方だったり、何かそういったものを盛り込むようなやり方っていうのもしていただけないかな、っていうふうにちょっと感じてます。何か感想みたいになっちゃったんですけど。

○大澤委員長　　今、職員の体制等というところで、皆様方の不安というところはかなり大きいなど、本日の出席をさせていただきまして理解をさせていただいたところでございます。繰り返しという形で恐縮なんですけど、今、課長がお話をさせていただいたように、今、総合的な見直し等もしておるところでございます。なおかつ、現状の保育の状況というのは、日々、職員なかなか見つからないという現状につきましては、私どもも理事者のほうにはお話はさせていただいているというところもあります。そういった声も理事者に伝えながら、お話をさせていただきたいとは思っています。ただ、やはり基本的には、

総合的に小金井市として考えなければいけないということもあり得るところだけ、皆様方大変申しわけないですけど、現時点ではご理解もあわせてお願いしたいというふうな形で答弁させていただきます。ですから、必ずしも我々もこれがいいというふうな形で思っているというふうには思っていないところをお話をさせていただきたいと思えます。

○角田委員 けやきの角田です。1点確認させていただきたいんですけども、当初の総合的見直し自体は平成25年から始まっていたと。今回の基本方針案が出てきたのは昨年の9月でしたっけ、そこに出てきたと。それまでの間は通常の正規職員の要求は行っていたけれど、その基本方針案提示後は要求も行わないっていう形の理解で合っていますでしょうか。要求自体は、実際に人事がどうジャッジするかは別として、これまでは総合的見直しという考え方自体は市にあったけれど、正規職員の要求自体は人事のほうに行っていたというふうに聞いてます。ただ、基本方針案が出てきた後は、その中に書かれてましたけど、正規職員の要求自体ももう行わないんだっていうふうに聞いて理解していたんですが、そこは合ってますか。

○鈴木委員 28年、去年の9月に基本方針を出して、その後はもう職員団体のほうとは29年の人員については、妥結っていう言い方でいいんですか、妥結をしているという形になっています。そこで一定整理はされているんですね。ただ、年度の途中の例えば普通退職であったりというのは、この間、申し出があったりして退職はされているような状況があります。そういう中で我々保育の担当としては、さっきの繰り返しになっちゃいますけども、なかなか任期付の職員の採用が、応募が、募集に対する応募が少ないというような状況もあり、何とかならないかっていうことでは職員の採用担当のほうにはお話はしたことはございます。ただ、昨年度中に職員団体と合意している内容としては、退職者については任期付職員の配置ということで合意してますので、そういう形で29年4月を迎えるということになっています。

○東海林委員長 ちょっと体制の話にも入ってきたところなんですけど、アンケートについては、じゃあ概要版の先ほどのとおりで、このアンケートの中身に関して、何か調整いただいて。
じゃあ、続いて、今の……。

○鈴木委員 アンケートのほうを事務局に一任みたいな形ですか。

○東海林委員長 そうですね、細かい体裁、自由意見については・・・のほうに譲るっていうところは今確認をして、今もちょっとグラフが入れかわっちゃったりしてたりするんですけど、

このあたりの細かい体裁については、事務局に一任いただくということでよろしいでしょうか。字の大きさだったり、そういうところですね。

じゃあ、続きまして、(3)のところなんですけど、今回、職員団体との協議資料が配られていて、これのざっとした説明は欲しいですね。

○鈴木委員 じゃあ、資料説明させていただきます。それでは、資料の155から順にご説明をさせていただきます。資料の155、職員団体協議資料、28年12月5日開催分です。こちら、本資料につきましては、28年12月5日に開催された拡大事務折衝に提出された資料です。この資料は職員団体側から提出された資料で、ご覧いただくとあれですけど、保育施設のマップ、各園の地域、各園の地域との連携、障がい児保育調べ、要保護支援家庭についての資料です。詳細についてはご覧いただきたいと思うんですが、職員団体がつくった資料なので、ちょっとご質問いただいてもお答えできない部分ももしかするとあるかもしれません。

次に、資料の156をご覧ください。この資料は29年1月19日に開催された拡大事務折衝に提出した資料です。今後の協議スケジュール案と小金井市立保育園運営方針見直し基本計画の項目を示した資料であります。詳細は資料をご覧いただきたいんですが、まず、スケジュールにつきましては、案という形で職員団体のほうにお示しをし、現状、28年度中までの協議の項目等に記載しているものです。それから、基本計画については項目のみを、この項目を考えているということで、組合、職員団体のほうに示した内容となっています。

それから、資料の157です。職員団体協議資料、29年2月10日開催分です。この資料は、2月10日に開催された拡大事務折衝に提出した資料です。小金井市公立保育園運営方式見直し基本計画（案）、多様なニーズに対する対応に係る検討、保育施設マップの資料です。すみません、その資料157の表題といいますか、3番にちょっと誤植がございまして、申しわけありません。保育施設マップです。これは差しかえをして、ホームページ等に掲載をしたいと思います。申しわけございません。

それでは、ちょっとお時間いただいて、基本計画（案）についてまずご説明をいたします。

○海野委員 これ何だかわからないんですけど。

○鈴木委員 間違っ一緒に入れたか。本当だ。ごめんなさい、何か変な文字が入ってしまいました。後で回収させていただきます。ごめんなさい、資料の155号。すみません、回収をさ

させていただきます。ごめんなさい。

それでは、続きまして、資料157をご覧ください。初めに、運営方式の見直しを進める理由として、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わり、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要となっていること。それから、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援制度が平成27年4月からスタートし、教育、保育及び地域子ども子育て支援事業を総合的、計画的に提供することが市町村の責務とされたこと。それから、本市において平成27年3月に子ども・子育て支援事業計画を策定、引き続き子育て支援を進めて推進していくこと。本市ではこれまでも保育園の新設等に取り組んできましたが、待機児童の解消は引き続き喫緊の課題となっていること。就労形態の多様化に伴い、多様な保育ニーズへの対応や格別に支援が必要な子ども、家庭への支援など、全ての子育て家庭を対象とする施策の充実が求められ、保育園に期待される役割はますます大きくなっていくこと。保育園は公立、民間を問わず、常に子どもの最善の利益が実現できるよう、より一層の充実をしていく必要があること。こうした状況を踏まえて、本市の厳しい財政状況の中で限られた財源や人材などの資源を最大限有効に活用することを前提にしながら、公立の保育園として担うべき役割を果たし、本市の保育環境を維持させていくことが求められるということが運営方式見直しを進める理由として記載をさせていただきます。

(2)番、計画の目的として、運営方式を見直すことにより、公立保育園、民間保育園がそれぞれの特徴を生かし、全ての子育て家庭を対象とした子育て施策の充実を図ることとしています。運営方式見直しの効果として、人材の確保による施策の充実、財源の確保による子育て支援施策の充実が上げられます。公立保育園における施策の充実として、障がい児保育の拡大、アレルギーのある児童に対する対応、要保護児童、要支援家庭に対する対応、保育施設との連携等に対する対応、一時預かり保育、これは緊急も含まれますが、一時預かり保育の拡大、地域子育て支援機能の充実を掲げています。また、民間保育園における施策の充実として、待機児童の解消、休日保育の実施、延長保育のさらなる延長、地域子育て支援機能の充実などが考えられることとしています。

大きな2項目めとして、見直しの時期と対象保育園です。運営方式を見直す公立保育園は3園とし、まず、平成32年度から1園の運営方式を見直し、残る2園につきましては、平成35年度以降、順次運営方式の見直しを進めることとしています。また、公立保育園として継続する2園については、地理的状況や施設の状況などを踏まえ判

断をしていきます。

3、対象保育園の公表と説明会の実施。運営方式を見直す園の公表時期は、利用者が保育園を選択する際に配慮できるよう、公表から民間委託、運営方式を見直す機会までの期間を十分確保することとしています。

運営方式の形態として、運営方式の見直しの手法は、公設運営方式と民間が設置主体となり運営も行う民設民営方式がありますが、現状の保育内容を維持継承し、児童や保護者の不安や影響に対応するため、委託における仕様で本市の条件等を付すことが容易な公設民営方式、その後、公設民営方式の実施状況を踏まえ、検証を経て、民設民営の方式に移行することとしています。参考として、運営方式の制度面の違いを一覧として掲載しています。

5番の事業主体及び運営の条件として、保育サービスの実績、保育園運営に求められる公益性、公平性などを鑑み、原則として都内における認可保育園の良好な経営実績を持つ事業者とします。事業者選定に際しましては、選定委員会を設けるなど、専門家も交えた事業者選定委員による公正な選定を実施することとしています。

6番目、職員の処遇です。職員の処遇としては、運営方式の見直しにより、過員となる職員について、職員の希望に応じて直営園への異動、他職種への任用換による他の部署に配置換するなどによることとし、勸奨退職制度の実施については、関係部署と協議、検討をします。

7番目、ガイドラインの作成です。ガイドラインについては、新しい運営方式に移行する場合の基本的な内容を定めたものとして、ガイドラインを子ども・子育て会議の意見を聞きながら作成をすることとします。保育内容に関すること、事業者の選定に関すること、引き継ぎに関することなど、民営化に際して留意する事項を具体的に記載する予定となっています。

事業者の公募、8番目です。事業者の公募につきましては、移管先の事業者は公募により選定することとし、応募資格は次の全てに該当する者とします。東京都内において認可保育園を設置している実績があること。2番目として、東京都内に法人本部がある社会福祉法人等であることです。

9番目、運営事業者の選定方法です。運営事業者の選定に際しては、仮称ですが、事業者選定委員会により、透明性、公平性を確保した上で、適切な事業者選定を実施することとします。

10項目めです、引き継ぎについてです。保護者や児童の不安が生じないよう十分な説明に努め、また、児童への影響を最小限にとどめる対応を行うことが重要であることから、移管先の運営事業者と当該保育園の運営全般に関して十分な引き継ぎを行うとともに、一定期間、公立保育園の保育士と事業者の保育士が合同保育を行うなど、移行のための準備期間を十分に確保することとしています。

11番目、運営方式見直し後における市の関与です。移管後における市の支援として、補助等の支援を行うという形になって…。違います、ごめんなさい。保育の質の維持向上のため、市は他の民間保育園と同様、補助金や研修面でその運営を支援をしていくこととします。

2番目の保育内容の確認です。移管後においても市の職員の訪問指導を行い、円滑な引き継ぎに努め、また新しい運営方式での運営者の決定後、速やかに保護者、事業者、市の3者によって定期的な話し合いの場、第三者委員会を設置して、保育内容を随時確認、保護者の要望を反映させる形として、万一、移管に関する問題が生じた場合には必要な改善、指導を行える体制を構築します。

保育内容の評価と結果の公表については、新しい事業者による保育内容について、第三者評価の実施により、保護者の満足度や保育内容の確認を行い、その運営状況の評価を公表することとします。

大きな2項目めです。第1次民営化実施計画を平成29年度から34年度までとして、小金井市の公立保育園の運営方式の見直しについて29年度から準備を進め、平成32年度から順次進めるということとしますが、この計画は平成34年度までの5年間を第1次計画期間として、運営方式の見直しを実施していく予定です。第2次民営化実施計画、35年度以降は、平成33年度に策定し公表をいたします。公立保育園として継続する保育園につきましては、先ほどもお話ししたとおり、2園とします。

選定に当たっての考え方は、4キロ四方の比較的コンパクトな本市において、保育ニーズの地域的偏在がないことや、保育園利用者の通勤の状況を見た場合、JR中央線の2駅が市域の2つの中心となります。そうした地理的条件を参酌しつつ、また、保育内容や施設環境等も加味して、公立園として継続する2園を選定することとしています。運営方式の見直し基本計画（案）についてのご説明は以上です。

計画（案）とありますように、現在まだ職員団体と協議中であり、変更等なる可能性があることはお含みおきいただきたいと思います。

それから、次に、多様なニーズに対する対応に係る検討についてです。本資料は検討協議会から示された多様なニーズ7項目に対する対応として、平成32年度から実施、それ以降、順次実施していくものと区分をし、体制については、仮に各園に正規職員の欠員がない職員配置状況を基本として1園委託等した場合の各園の職員配置状況を表としたもので、この体制により障がい児保育の拡大、アレルギー対応、病後児対応、民間保育園への対応を行うとしたもので、参考として連携する民間保育所に支援等を行うとした場合に受け持てる施設数を、4園の場合から2園の場合までを作成したものです。

それから、資料の157をご覧ください。8か、ごめんなさい、資料の158ですね。29年の2月27日開催分です。公立及び民間保育施設における予算比較です。こちらにつきましては、平成29年度の当初予算における公立保育園と民間保育園の児童1人当たり、1園当たりの支出額、財源内訳を比較したものです。詳細については資料をご覧ください。定員を118名と想定しているところにつきましては、公立保育園5園の1園当たりの平均という形で118名としているところです。

それから、次に、多様なニーズに対する対応に係る検討（その2）です。32年度以降に実施するとした多様なニーズに対する対応として4項目を上げ、それぞれ必要と考えられる工数を記載したもので、職員配置イメージとして4園の直営で実施した場合の職員配置を表としています。

次に、運営方式見直しによるサービス拡充の可能性として、現行と公設民営、民設民営に移行した場合の可能性についてそれぞれ表としたものです。詳細については資料をご覧ください。

それから、最後に資料の158です。小金井市公立保育園運営協議会報告書です。本資料は、大変遅くなりましたが、運営協議会1期目の報告書となります。前期の三橋委員長にご尽力いただき、本日配付をさせていただきました。目次にありますように、初めから始まって、運営協議会についての発足の経緯、協議経過、協議内容、終わりにというような構成となっております。詳細については資料をご覧いただきたいと思えます。

説明については以上です。

○大澤委員長 すみません、長時間、資料の説明、今させていただいたところでございます。基本計画等につきましては、先ほど課長も申したとおり、現在、職員団体と協議中であり、さまざまな要素の変更もあり得るところも踏まえて、本日につきましてはご理解を

していただきたいというふうに思っております。

それでは、何かご質疑等がございましたら、受けたいと思っておりますけども。

○東海林委員長　すみません、最初にちょっと確認も含めなんですけど、これらの資料っていうのは、あくまで職員団体との協議資料を参考として今回運協の資料としてもしていただいているというところで、保護者に対して何か提示するとかっていう、そういうものではないっていうことでいいんですよね。

○鈴木委員　はい、ないです。

○東海林委員長　とはいえ、特に基本計画のところでは、かなり具体的な内容も含まれていて、何だろう、あくまで交渉中で本当の可能性があるとはいえ、現時点での市の方針というのは少なからずは入っているということは間違いないと思いますので、そういう意味で、何か委員の皆さんで、ここについては聞いておきたいとかいうところありますでしょうか。

○本間委員　すみません、さくらの本間です。いろんな内容が入っているので、細かく見ていくとすごくいろいろ実は気になるところはいっぱいあるんですけど、私から最初に1点お伺いしたいのが、基本計画（案）の4ページ目のガイドラインの作成というところですね。これは以前からこの運営協議会のほうでも課長のほうから幾つかご答弁いただいてたんですけど、子ども・子育て会議の意見を聞きながら作成しますというふうになっている、これは従来からそういう方針になっていると思っているんですけども、なぜ子ども・子育て会議でやるのかっていうところについてちょっと理由がよくわからなかったもので、明確な理由をちょっとこの場で教えていただければなと思います。

○鈴木委員　子ども・子育て会議に意見を聞く理由といたしましては、意見というか諮問を行おうというふうに考えています。諮問、答申をいただくというふうに考えております。その理由としては、新たな組織を立ち上げることなく子ども・子育て会議の中で学識経験、それから関係施設、そのほかの方、それから市民の方にご意見いただけるということから、いただくことが可能と考えることから、子ども・子育て会議に諮問、答申をしてやりたいというふうに考えてございます。

○本間委員　引き続きのさくらの本間ですけども、私のご質問がちょっとなかなか意図が伝わらなかったのかもしれないんですけど、多分、前回の運営協議会でも新たな協議会等を立てるつもりはありませんよというお話はされていたかと思います。でも、既存の協議会の中でも、子ども・子育て会議でやるっていう方針もあれば、例えばこの運営協議会の中でやるっていうことも選べたとは思いますが、そうではなくて子ども・子育て会議

でやることにした理由というのがちょっとお伺いしたくて、今ご質問させていただきました次第です。

○鈴木委員 運営協議会のほうに、運営協議会、要綱設置の委員会です。まずそれを前提としてお話しさせていただきますと、諮問、答申というのができないんですね。意見を聞くことはできるんですけども、何と言うんだろう、諮問、答申はできないんですよ、要綱設置の委員会については。子ども・子育て会議については条例設置の委員会なので、諮問、答申ができるというのが、まず一点ございます。なので、ガイドラインを子ども・子育て会議に提案する前の段階でご意見をいただくということは可能かとは思いますが、それはあくまで意見をいただくというレベルにとどまり、答申という形にはならないですね。ちょっとどのような形で保護者の方の意見を聞いていくかというのは課題というふうに考えてございます。

○東海林委員長 ちなみにこのガイドラインというのは、どういった内容をどこまで決めるというふうにお考えですか。

○鈴木委員 まだ具体的にこういう内容っていうの詰め切れてはいないというのが正直なところなんですけども、まず引き継ぐ内容をどうするかとか、事業者選定であったり、一般的に民営化するに際して留意すべき事項というのを項目立ててガイドラインを作ろうというふうに考えているところです。詳細についてお話しできる段階ではちょっとないところではあります。

○細部委員 わかたけの細部です。この基本計画を見てまず思ったことは、以前、基本方針が出たときに、あの方針の中にある文言の一つ一つの数値的根拠が全く明確に示されてなくて、何で今の公立保育園がニーズを満たしてないとか、何かそういうことが出てくるのかっていう質問を何回かしているんですけど、それ、今でも回答いただいてないと思ってるんですね。それなのに、それともう一つは、職員組合の団体と交渉しているっていうのが11月の末だかの運協でも出てきて、その際に、もちろんそういった組合との交渉っていうのはあると思うんですけど、あくまでこういったことはやはり保護者、今の利用者の理解も得ながらやるっていうところは変わらないっていうふうに回答いただいたと認識してるんですけど、組合との交渉ばかりはどんどん進めていってしまっ、その結果だけを私たちが聞かされるっていうようなことはないようにしてほしいということも私ははっきり言っているんですが、何か今実態とすると、全く利用者が無視した、された形でどんどんどんどん何か言葉だけが走ってるこういった基本計画みたいなのが、

具体的に案が出てきてるっていうのにちょっと非常に何か不満を持っています。

この計画を見ている、例えばこの「はじめに」を見ると、もともとこの基本方針はあくまでも自然体の子どもたち、保育を必要とする子どもたちのニーズを満たしていくために、また多様化されたニーズに応えるためについてというようなことで進めます、って言うてはいるんですけど、「はじめに」の中を見ると、財政が厳しくって限られた財源や人材でやるっていうことが前提だからですって言うていて、裏を返せばもうお金がないからこれしかできない、減らしていくしかできないんですっていうふうにも読めてしまうと。運用方式見直しの効果としては、人材の確保による施策の充実とか、財源の確保による支援施策の充実ってあるんですけども、1番は財源を、例えば国や東京都の補助金を積極的に確保することで、そこで出るものの効果額を子育て支援施策の充実に活用しますってあるんですが、具体的にそれはどういった試算がされていて、ここで効果が見込まれるっていうふうに判断したかというのが全然わからなくて、というのは、大澤部長なられたからわかると思うんですけど、学童はそういった理由でやはり民営化したんですけど、実質、そんなにお金としての効果って出てないというふうにちょっと聞いているんですね。結局そういうふうに言葉では適当なことは言えるんですけど、この明確な根拠っていうものが本当にあるのかっていうのを、前にも何かいろいろ根拠を確実に示してほしいって言うてんですけど、出てこない以上、出てくるからその分で浮いたお金がほかの子どもたちに回るんだっていう実感を私たちは持てないっていうのがあるんですね、本当かなっていうのが。

もう一つは、前回にも意見として出ていたようなんですけども、民間保育園にすることによって待機児童対策になるって言い切っているんですけども、もう最近テレビのニュースでも非常によく取り上げられてますが、新たに保育事業者を募っても、よほどいい条件じゃないと来ない。先生が採用に応募しないとかいうレベルではなくって、例えば、先週、NHKでも首都圏の何か特集やってたんですけど、千葉県だと隣の市同士でもう条件をいかに高くして自分のところに事業者来てもらうか、保育士来てもらうかという競い合いになって、その条件によって、もう隣同士の市で全く差が出ちゃってるんですね。保育園開設できない状況になってるっていうのがもう各地で起こっていて、ましてやそれ、都内では非常に顕著に出ていて、23区とかに市のほうのニーズってとられてる、ニーズじゃない、事業者はやっぱり23区にどんどん条件をよくしているんで、とられているっていう実態もあちこちでもう報道されているということを考え

ると、今、確保できている保育園と保育士を手放してほかのところに来てもらって、これで待機児童対策ですっていうことは、ちょっと考えられないなっていうふうに感じています。これは多分いろんな保護者の方も持ってるところだと思っていて、その根拠が全然何か明確じゃなくて、それでもこうやって上げられるっていうことは、よほど何か自信がある何か対策を持ってるのかなってちょっと思ってしまうんですけど、多分そういうことは余りないかなと思っていて、なので、この中身一つ一つが非常にいい文章ではあるんですけども、実現性がすごく低いと感じてしまうことと、あと、一番欠けているところは、私たちのこのアンケートの結果を見ても、今の保育園への満足度は、多分全国でこうやってとったとしても非常に高いところにあるレベルを維持し続けていると思うんですね。そういったものをもっとよい保育サービスを拡充に言ったところで、その保育の質が落ちてしまって、しまったら意味がないと思って、質を落としてまで延長保育を増やしてほしいとか、そういうことを本当に求めているのかっていうのは、多分結果出てないと思うんですね。それを前にもちょっと質の話はしたときに、いやいや、もう満足いただけるように頑張っていくっていうふうにおっしゃっているんですけども、多分今のこの公立保育園を手放してしまうと、これだけ高いレベルの保育の質っていうのを維持していくのは難しいんじゃないかなというふうに思っています。それは根拠は何っていうと、うちも子どもは民間園に、民間の認可だったりとかに預けたことがあるので思うんですけども、非常にサービスは充実してるし、助かることもいっぱいあって本当にありがたいから公立でもやってほしいなと思うこともやってらっしゃる一方で、やっぱり、前も言ったんですが、保育士さんが若い方が多くて、毎年毎年たくさん多くの方が入れかわるっていうところが多いんですね。全部じゃなくて、やっぱり割合的に多い。そうになってしまうと、子どもはそのたんびにもう知ってる先生たちがいなくなっちゃって不安定になるっていうようなこととか、やはり長く勤めてないから経験が浅い分リスクも大きいみたいなことは、もうこれははっきり、どこのネットで探してきても、今、全国の保育園の問題ですってはっきりもうどこもうたってて、それ認可園の先生たちもそこが課題ですってはっきり言っていて、そういうところにやるのが今の保育サービスよりもっとよくします、ってなぜつながるかなと疑問に思っていて、何か作るのはいいと思うんですけども、そういったリスクの部分とか、いいことだけを思い描いて書くのではなくて、そこで生まれてしまうリスクのところも、もったきちんと検証をして、それをどう埋めるかっていうところまで踏み込んでいただかないと、

これ実現できなくたって誰か責任とってくれるんですかっていう、思ってしまうんですよ。

ちょっと取りとめがなくなっちゃったんですけど、だから、何かこれで組合と交渉をして、ある程度組合と交渉がついたので、じゃあ保護者の方ご意見どうですかって言われても、どうにもならないんじゃないかと思って、そうなる前にそういったリスクをどのように担保していくかみたいなまで、ちゃんと検討してほしいと思います。すみません、取りとめない質問で。

○石倉委員　いいですか、ちょっとだけ。わかたけ、石倉です。この4ページの民設民営、安定性、移管後は運営したら今後は変更はなく安定的って、すごいな、よく言い切れるなって思う。例えば東京都の有効求人倍率見ると5.39、去年、おととしの10月。これ何かあっていて。

○角田委員　保育士。

○石倉委員　保育士さん、あ、ごめんなさい、保育士さん。つまり5園が募集して1園しか採れないっていうことですよ。手挙げて5.39園に1人しか保育園は保育士採れないんですよ、保育士さんが取り合いになってるから。逆ですよ、5.39の保育園、園に対して1人しか、みんなが奪い合いになってるっていう話もあったりで、これ東京、厚生労働省が出してる数字だったりするので、国の数字だったりするんですね。そういうこともちゃんと考えていうと、こんな民設民営で安定的って、いや、そもそも人の確保は大丈夫なんですか、そんな取り合いになってますよね、みたいなことはすごく思うので、何かこれの是非をどうこうではないんですけど、ちゃんとやっぱりそういうリスクも、世の中起き得てるリスクというか、起き得てる一般的ファクトみたいなのをちゃんと踏まないとお金の話だけとか理想論とかでこうだったらいいよねとか、増えますよねなんて、多分世の中、今、甘くて、そんなことはないよねっていうのはちょっと感想で思っています。

ちょっとごめんなさい、話それちゃうんですけど、1個、さっき鈴木課長がおっしゃってた、何だ、運営協議会って要綱設置なんで諮問はできませんっていうのはどこの根拠から来てるのかを、ちょっと全然読んでもわからなかったりするんで、ちょっとごめんなさい、第1期からいるわけじゃないので、どこをどういうふう話になってそうなるのか、何かしら、ごめんなさい、法律に基づくものかわかんないんですが、そもそも覚書の、その要綱設置みたいなところの設置の法律というか、その辺の何かエビデン

スの話と覚書の話が一致するかわからないんですけど、諮問と結論の話は違うかもしれませんが、覚書では、結論を出ることを否定するものではないとかつていう話が出て、協議を行うの次に第2項であったりするんですけど、そこそそも諮問ができないという話が僕の中では全然アンマッチなんですけど、その根拠を、市側としてのその根拠をまず教えていただきたいです。

○鈴木委員 先ほど要綱設置の運協では諮問、答申できないというふうにお話ししました。すみません、正確な法的な根拠条文というのが手元にないのであれなんですけども、かつては市長の私的諮問機関みたいな言い方をして、要綱設置の委員会とかでも諮問、答申していたことがあります。ですが、それについては法的に問題があるということで、例えば国の懇談会みたいなのも、諮問、答申の形じゃなく、もう意見言って終わってるみたいな形のが今ほとんどなんです。法律によって設置されたものについては、例えば内閣総理大臣の諮問によって答申を得ているとかありますけれども、何とか懇談会とかいう名称で最近ほとんど国の会議なんかもやってるんです。意見を聞いて、それについては行政庁のほうでその意見について参酌して方針決めるとか、そういう形になっていて、根拠の法令の、たしか地方自治法だったと思うんですけども、今、明確な条文が頭に入っていないので正確にはお答えできないんですけど、法的に諮問と答申はできないという形になっています。なので、市長がご意見ください、例えば27年に設置をした保育検討協議会というのが、あれも要綱設置だったんですね。ご意見くださいという形で市長のほうからお願いをして、意見まとめましたという形でいただく形はあるんですよ。諮問をして答申するという形で出てくるのは条例設置の会に限られるというのが法律の規制になります。

○角田委員 けやきの角田です。今のお話に関連してなんですけれども、この計画案を見ていて、まず、やはり私としてもひっかかったのがガイドラインの作成や運営事業者の件についてもそうですけど、そこに公立保育園児の保護者が全く含まれる計画になっていないというところが、まず他市と比較してもちょっと異常なんじゃないかというふうに感じています。ちょっとガイドラインの内容どんなものかというふうにも先ほど東海林さんが聞かれたときに、引き継ぐ内容であると選定のことというふうにもおっしゃっていて、やはりそこに現実の保育内容のことが関連する以上は、実際に子どもを通わせている保護者が含まれないとおかしい内容であるというふうに考えます。実際、今、ご事情伺って、要綱設置なので諮問、答申できないというふうな理由は伺ったんですけど、であれば、

それが可能な公立保育園の保護者が含まれる場を設けるべきです。現状、ルール上確実に公立保育園の保護者が含まれる会議体がないのであれば作ればいいのにも関わらず、何でそれを作らなくて、ないなら含まれないところで決めちゃえばいいやという形で判断されたのかが非常に疑問です。その点に関して、今後もこの計画のまま公立保育園の保護者が実際にルール上含まれない形で、こういった細かい現実の保育内容にかかわるようなことを決めていくおつもりなのか、その辺の考え方について伺っておきたいです。

○鈴木委員 ガイドラインを作成するに際して、公立保育園の保護者の方のご意見を伺う機会というのは、例えばこういう運協の中で原案的なものをお示しし、ご意見伺うことは可能というふうに考えてございます。

それから、新たに組織を作ってやるというのは、前にもお話したとおり考えておりません。

あと、子ども・子育て会議は、たしか今度の29年の7月に今の委員の任期が満了します。その中で公立保育園の保護者の方の参画、新しい委員の参画、選考というんじゃないな、参画については検討できる部分もあるのかなというふうには思っています。

○石倉委員 今は保育施設代表ですよ、

○鈴木委員 一応、公募委員は…。

○石倉委員 公立じゃないですよ、保育施設の代表として1名だから、公立、私立にかかわらず、その保育園側の代表なので、という認識だと思うんです。

○角田委員 なので、現状は公立保育園の保護者という枠は存在しないんですよ。たまたま偶然、公立保育園の保護者がその保育施設枠にいただけであって、公立保育園の保護者という名目の枠はもともと設けられていないんです。そのまま実際のところを決められていくのは確実におかしいので、そのあたりどうされていくのかっていうところがまず非常に気にかかります。

○鈴木委員 今、すみません、子ども・子育て会議の設置条例の規定がちょっとわからないのであれなんですけども、たしか公募枠の中で保育園の関係の方が入っていただいている形になったのかなと思います。あと、幼稚園の方も入ってるかなと思いますので、子ども・子育て会議、直接の所管ではないので明確にお答えすること難しいんですけども、そういうご意見があったというのは子育て支援課のほうにお伝えしたいというふうに考えています。

○本間委員 さくら保育園の本間です。一応、今、手元に子ども・子育て会議の名簿があるんです

けど、正確な数字を申し上げますと、一応今、現状だと、市民の代表という方が2名で、児童の保護者、児童代表ですよね、の保護者という方が1名、保育施設利用児童の保護者という方が1名で、幼稚園利用児童の保護者が1名という形になっているので、やはりこの中には公立保育園のっていうのはないんだと思います。

○鈴木委員　　たしか条例上はそこまで細かくは決めてなくて、例えば学識経験者、関連施設、それから関係団体、それからたしか公募市民みたいな形になっていたと思います。今お話あった保育園の保護者、幼稚園の保護者、子ども公募の中で幼稚園の保護者、あるいは保育園の保護者さんについて、それぞれ入れているという形になってたと思います。

○角田委員　　正直、ほかの私立保育園の保護者や幼稚園の保護者が、この内容にかかわっても全く意味がないので、そこのところは考えていただきたいですね。

○本間委員　　今、最初に鈴木課長のほうがおっしゃったように、公立保育園の保護者の意見をどう吸い上げていくのかは課題だというふうにおっしゃってたと思うんですけど、過去、この子ども・子育て会議の委員の名簿を見ていると、この公立保育園の民営化によって影響が一番受けるのっていうのは、別に幼稚園の保護者でも一般の公募市民の方でもなくて、今現在、本当に公立保育園に通わせている方の、児童の保護者になるんだと思っているんですよ。その方が、そもそも付随的に意見を聞くのが課題だと言われてしまうと、本当に意見を聞くつもりがないのかなと思ってしまいますし、あるいは、子ども・子育て会議のほうに今1名いるんじゃないのっていう話もあったと思うんですけど、そもそも子ども・子育て会議の委員の名簿って、今、何人かってももちろんご存じだと思うんですけど、10数人いる中の、いたとして1人。しかも、その方も公立保育園の保護者という枠で別に入っているわけではないので、そこで吸い上げられるんじゃないかみたいな発言がもしにおわされてしまうと、やっぱり公立保育園の保護者の意見を聞く気はないのかなって印象としては思ってしまうんですけども、その点、今後、市としては、やはり公立保育園の保護者の意見をどう吸い上げていくのかっていう具体的なビジョンをお持ちなのかどうかってというのはちょっとお伺いしたいです。

○鈴木委員　　子ども・子育て会議についてはご意見として受けとめさせていただきます。ただ、ここで明確にお答えするのは、今の時点では難しいということでご理解いただきたいと思います。先ほど申し上げたように、公立保育園の利用者の方のご意見伺うというのは大事だというふうに思っておりますし、どのような形でできるかというのは内部で検討して、またご相談できる場面もあるかなというふうに思います。

○東海林委員長 いいですか。今、本間さんおっしゃったとおりで、意向だとか保護者の意見を聞いてくれるのかちょっとわかんない不安っていうのがやっぱりあって、子ども・子育て会議が条例でこっちが要綱でとかって、それはそういう話としてあったとして、どれだけ本気で聞いてくれるのかなっていうとこだとは思うんですね。それで、例えばガイドラインの作成、子ども・子育て会議でやるしかないんですって、やったはやったでいいんですけど、要するに、その後戻りとか修正ができないような状況で運協にかけてもらって、こういうふうになったんでご意見だけ頂戴しますって言われても、ちょっとやっぱりそれは納得できないっていうとこなんだと思うんですね。だから、具体的に、今ここで書かれてることを読んで、今まで運協とかで話してたような内容がちょっと入ってるようにも読めないし、何か本当にこндаけ聞く、聞いてもらえるんだろうなっていうところの不安が根っこなんだと思うんですね。そこを会議体っていう形で見てもらうのか、会議体としては子ども・子育て会議であったとしても、その後どういう形で具体的にはその修正に保護者の意見とか要望が入っていくのかっていうところの、何というか、もうちょっと公立保育園の保護者の目線に立って、ちょっと考えていただきたいなっていうところだと思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。

○大澤委員長 まず、子ども・子育て会議につきましては、要は7月から新しい方の改選っていう形になります。当然、普通ですと、次のメンバーをどのようにするかっていう形で協議をする形になって、それでそれに基づいて関係団体をお願いをするっていうのが基本的に、私が今まで経験してきた中では一般的なのかなというふうに思っています。そういったところも今日皆さん方からご意見をいただいているところがございますので、子育てのほうの所管も私の管轄になりますので、そういったところは当然踏まえていくっていう、とりあえずその中でまた考えさせていただきたいというふうに思います。

あと、最終的には労使との合意等のもとにガイドラインに入っていくっていう形になっていくかなと思っています。それぞれ定められてるガイドラインが、この基本計画に書いてある内容にちょっと膨らまさせていくような形なのが一般的なのかなというふうに思っています。ですので、そういったところで当然、皆様方の声を聞いて丁寧に対応していくっていうのは当然のことというふうに思っていますので、今日の時点につきましては、今日は皆様方の声が聞ける場を設けてほしいという形で運協側からご意見が出たという形にとどめさせていただくという形でよろしいでしょうか。

○東海林委員長 よろしいでしょうか。

○角田委員 けやきの角田です。意見、補足なんですけれども、先ほどまでガイドラインの検討が出ていたので、進めていく上で公立保育園の保護者が参加できる場をというふうを受け取っていらっしゃると思うんですけれども、そもそもの進め方として、これ、前々からお伝えしていることではあるんですが、こういった見直しを行うに当たっては、当然保護者の理解が必要なわけで、それにもかかわらず今日になっても保護者の納得がいくような資料が出てきていないということは非常に問題だと思っています。今日も基本計画という形で理由等も書いてありますけれども、市側は常に財政の問題と多様な保育ニーズの拡充という形で理由というふうにされていますけれども、この多様な保育ニーズの拡充というの、いわゆる利便的なサービスの拡充であって、子どもの最善の利益という形で書かれてありますけれども、それとは結びつかないもののように思います。実質、今日出てきたアンケート結果についても、延長保育、8時までの保育を求めている人も11.7%、夜間20時から22時に関しては3.5%、障がい児の受け入れ体制の強化を求めている人は4.9%、休日保育を求めている人は1.1%という形で、ほかの保育士体制の現実的な問題に比べてかなり低い数値が出ていて、それが一番のニーズでないことはこのアンケート結果からも明らかであると思います。こういったことを考えるに当たっては、あくまで利便的なサービスの拡充ではなくて、保護者が本当に必要としている支援が何かということを検討した上でじゃないとできない話であって、そういったことがきちんと協議していけるような資料と時間を設けていただくことを何よりも一番初めに求めたいと思います。

○鈴木委員 資料については、いろいろ考えながら出していきたいと思います。

ちょっと1点、反論みたくなっちゃうんですけど、お話しさせていただきますと、保育ニーズについて言えば、数が多いのをやればいいというふうには我々は考えてございません。少ないニーズだけでも本当に必要としている方がいらっしゃる、保育施設については第2種福祉事業ということで、福祉の施設なんです。なので、ニーズが大きいというのは当然配慮される部分はあると思いますけど、ニーズが少ない部分についても我々目を向けていかなくちゃいけないというのはちょっとご理解いただきたいと思っています。

○角田委員 ありがとうございます。今のお話からなんですけれども、恐らくこの多様なニーズの話については、保育検討協議会で出てきた一部の指摘をもとにされているということはわかっているんですけれども、その保育検討協議会の中でも、保育の質の観点からも重

要な役割の指摘があったわけで、それに対して市側がどのような検討、評価をしたのか
っていうところも一切出てきていないので、そこも説明いただきたい部分ではあります。

あと、すみません、基本計画の案の中で、今後入園する保護者のために運営方式を見
直す園の公表時期は、利用者が保育園を選択する際に配慮できるように、公表から民間
委託までの時間を十分確保できる時期としているんですけども、今、市の方針として
は32年にはもう委託をしてしまいたいということになっておりまして、つまり、現在、
在園している子どもがそこに差しかかることになります。この案を見ますと、新たに入
る子どもに対しては、保育園を選択できるように配慮をするけれども、今入ってる子ど
もに対してはどんなひどい状態になってもその権利は認めません、というふうにし
か読めないんですね。実際、入ってる子どもに対しても保育が実施されている期間に
関しては、保育園を選択できる権利があるというのはもう当たり前のことであって、
その点の配慮も欠けているところが非常に遺憾に思っています。本当に今の話のま
までいきますと、在園児はもう市のために生贄になれというふうに言われているよ
うにしか思えないので、そのあたりも踏まえてしっかりと説明をお願いしていきたく
と思います。

○東海林委員長 一般的にこの32年度っていう期限についてはいかがですか。確かに
選択する際についていう話は在園児にも…。

○鈴木委員 ほかの市の例ですと、見た中では、例えば転園を希望される場合に優先
をとるかそういうのはある、見たことがあります。それから、ただ、現在の園に通
いたいっていうのが基本だとは思うんですよ。我々そういう、今、生贄というよ
うなお話がありましたけども、そういうことないような事業者選定については考
えていく必要があると思いますし、この方針の中でご説明しましたが、3者協
議会、保護者の方も入れて、行政も入る、事業者も入る、3者協議会を設
置して、逐次確認をしつつ、問題が発生したときには、市がきちんと介入
できるような形をとっていきたいという形にはなっております。ただ、ご不
安があるのはよくわかりますし、どのように在園の人に対する影響を最小限
にとどめていくかっていうのは大きな課題だというふうに思っています。

○石倉委員 ごめんなさい、あんまり時間もないので、ちょっと今の話に近いのか
よくわかんないんですけど、何かそういう意味でいろんなガイドラインの案
とか出てきている、かなり具体的に数字も出てきてる中で、あくまで全部
職員組合さんとの内容ですっていう話になってますが、私、覚書のことを
ずっとやっぱり意識していて、当時の川村部長と前委員長の三橋さんの
ほうで共同委員という制度をとって覚書を交わしてる中で、やっぱり

ここに書いてあるのは、もう何度も何度も出てるんですけど、民間等へ委託、移譲を行うことを協議の前提とせず、あらゆる可能性を排除せずに協議を行うことと。でも、協議会では、結論を出すことを全くしないけども、結論が出ることを否定するものではないということ。これは第1項、第2項にうたっていて、今の現状ってやっぱりこと違うのかなとずっと思っていて、なので、この覚書は当然有効だと、ここは市側も我々側も思ってることだと思うので、ここをやっぱり意識、強く意識していただきたい、今後の進め方に対して。我々としてもこういうふうになって、職員組合と合意しましたみたいな話で、はい、どうぞって言われたら、それも前提ですよ、みたいな話になるので、それ誰から見てもわかる話なので、この今の進め方、確かに前の部長さんも委員長さんもおっしゃってましたけど、こういう市全体の動きがある、それはもう重々我々もわかってはいるんですが、とはいえ、こういうものもちゃんと存在していて、諮問機関じゃないとおっしゃるかもしれないんだけど、我々は協議会として公立保育園の現状評価やニーズの検討、協議を通して、公立保育園のあるべき姿を協議、検討することであると書いてあるので、そこも踏まえた進め方というのを今後ちゃんと意識していただきたいというのは要望としては思っています。

○細部委員　　わかたけ、細部ですが、今いろいろ意見が出ていたものが毎回毎回出ても、ちゃんと回答として返ってこないまま先に進んでいるので、まずそれをやめていただきたいです。今出てきたように、いろいろ理想的なことを書いているけれども、それができるって示される根拠をきちんと示してほしいということ。それから、あと何か本当にそうなのと思われるようなこと、今幾つか出たと思うんですけど、それについてもちゃんと回答を出していただきたいです、次回、きちんと。ずっと放置されてるものが今までもあると思うので、それを出していただきたいということと、何かガイドラインの話のところは、もうそれは移行をするということが前提でガイドライン作りますみたいな、何かちよつと流れになってるんですけども、そもそもそうじゃなくって、移行することありきじゃないんですよ、今、まだ。これはあくまで基本計画ですとは言っているんですけども…。

○東海林委員長　保護者に対しては、その辺何もなし。

○細部委員　　そうなんです、一度も説明もなく、そこは決まりましたっていうことは当然ないわけなので、あくまで案ですっていうことはわかるんですけども、もしもそういうことをちゃんと検討するのであれば、先ほど言ったような質問部分だったりというところを

どこまで盛り込むのかみたいなこともきちんと検討された上でガイドライン作りましょうっていうふうになるべきですし、多分そうでなく、このまま子ども・子育て会議に入っていったら、全然そういった質の話なんかはのらなくて、具体的にどんなサービスをどんなふうの実現しましょうかとか、業者選定どうしましょうかっていうところだけに、本当、事務的な話だけになるのが目に見えているので、ちょっとそれはやめていただきたいと思います。

私もさっき言ったんですけれども、リスクのところも必ず盛り込んでいただきたい。というのは、大澤部長よくご存じだと思いますけれども、学童はいろいろこの民間委託のときに、委託の業者選定の際もやっぱり結構苦労されたんじゃないかなというふうに思ってるんですね。何か自分の長男がいる園もまさに民間委託されて、されるだどうだっていうときにまさにそこにいたので、いろいろ話は聞いていたんですけれども、結局来てくれた、最後の入札の後の選考まで残ってくれたところ自体がもう選択の余地がないぐらいの数しかなくてっていうような状況になっていたと聞いています。もっと厳しい保育園なんかは本当に私たちのために少し頑張ってくれそうかな、少なくともしょっぱなから今ほどのいいレベルのものができなくても、それに向けて頑張ってくれそうかなっていうようなところをちゃんと選択できるような状況にできるような方針作っていただきたいですし、万が一、そこにちょっと満たないかもっていうところが出てきたときに、まあそれでもいいか、頼んじゃえっていうようなことがないように、そういった場合にちゃんと戻れるような、つまり、もう絶対に民間委託がありきではなくて、その基準はやはり満たすというものをきちっと作って、そこにいかなければまずそこで委託することは一度先延ばしするっていうことがきちんとできるようなことをあらかじめ計画の中に盛り込んでいただきたいんですね。そうしないと、結局何かもとに、また同じことを繰り返しちゃうんじゃないかなっていう不安があって、学童でも大変だったと思うんですけれど、保育園児は本当に下手するともう子どもの安全だとか命にかかわってしまうので、ちょっとそこをぜひ入れていただきたいと思います。この意見に対しても、どこにどういう働きかけをしたかとか、どこを見直しますっていうような回答をちゃんと後でいただきたいなって思います。

○東海林委員長 今、計画の見直しですよ、そこについて話がちょっと出たんですけど、確かにここには、基本計画のところにはそのお話は一切入ってないんですけど、考え方としては見直しも当然あり得るっていうこととして…。

○大澤委員長 この中に。

○東海林委員長 この中にじゃなくて、この中には書かれていないけれども、市の今後の方針として、どっかでブレーキがかかる機会っていうのは、それは考え方としてはあり得る。

○大澤委員長 考え方、今ちょっと学童のお話が出たので、学童の場合でちょっとお話をさせていただければ、基本的には例えば委託で選考評価をするんですけども、基本的に例えば1社しかいなかった、だから必ずしもその1社にお願いをするっていう形にはなっていないですね。選考委員さんが入って、最低限の点数というものを設けるわけです。ですから、そこ超えてなかった場合は、もうその時点ではその業者におんをできないという形です。ですから、必然的に委託が延びるという形になっていく。ですから、必ずしもそういうようなところでちゃんとした業者を選定するということにはなってますので、それはももとの市のプロポーザルの基準というのが定められてますので、ですから、必ずしも1社しかなかったのそこにおんをするっていうことにはなりません。

それとあと、これも学童の場合ですけど、前回までは、我々職員だけで対応してました。それは選定をするに当たりまして、やはり市のほうで責任を持ってやりたいというところがありました。経過がありまして、学童のほうの運協と話し合いをし、基本的には新たに、次回、要は来年度、選考していくんですけども、学識経験者、それを入れて総括的に評価をしていくっていう形に改めております。ただ、やはりそれも最終的には、変な話、市のほうでやっぱり決めたという形にしておかないと、やはりその方にご迷惑をかけたりとかいろいろありますので、そういったものも含めて、最終的にはそのようなところで皆様方の不安の解消になるような形では、少し制度を変えてるっていう状況でございます。

あと、この基本計画というのはまだ協議をしているところであり、どんどん変更がある部分もあります。その辺はまた当然、組合に提出した資料で出していきますので、その辺は皆様方におんををしていくっていう形になるかなと思ってます。やはり、今日出されたばかりだと思うので、皆さん方に大変不安があるのは十分私どももわかって、わかります。私も2週間ぐらい前に来て、これを初めて見させていただいてというのが現状で、ちょっと学童で委託をした経験がありますので、だから、ここに書いてあるものをひっくるめて少しちょっと修正を、個人的にもあるかなというふうな思いもあります。ですから、まだあくまでもそれは協議をしている最中ですので、その協議で当然この中身は変更していくという形になるのかなと。当然、これがある程度整った段階で、

次のステップというところになっていくのかなど。これに関しては、先ほどから皆様方の口から声をというところに関していろいろ伺ってございますので、本日につきましては、ちょっと宿題というふうな形にさせていただきたいというふうに思っております。当然、皆様方の声を反映していかなければいけないというふうな考え方を持っているというところは。ただ、それがどのような形にするかというところは、今の時点でちょっと言えないところだけは、ご理解をしていただきたいと思います。

○石倉委員　　すみません、1個だけ確認していいですか。わかたけ、石倉です。今日の資料、職員団体との協議資料なんですけど、これ出せる出せないの話はまた置いて、協議した内容の話っていうのは、それは非公開なんですか。

○鈴木委員　　協議した内容の話っていうのは……。

○石倉委員　　これが今資料として、こういうことが配られて、こういう内容の話ですみたいな世界なんですけど、話でしたっていう、こういう内容が出ましたみたいなのは、それはあくまでも市と職員団体との中なので、それは出てこない、ファクトだけが欲しいんです。出さないのか出てこないのか、議事録としてもらえるのかもらえないのか、出せないのかっていう、そこの仕切りだけ欲しいんですよ。

○鈴木委員　　基本的には職員団体との協議内容については外に出してないですね。

○石倉委員　　ということですね。それはそういう前提だっていうこと、それはもう、そこがわかれば全然別に、出してくれっていう話は今のところないので。

○東海林委員長　　すみません、1点だけ、基本方針と市の基本計画（案）を、今後いろいろ変わっていくだろうっていうお話がありましたけれども、要望としてという形にはなるとは思いますが、ここの場でお伝えさせていただきたいこととして、まずはこの計画の中に見直しというか、そういうことについてそういうのが可能になるように明文化してほしいというのがまず一つ。

それから、もう一つは、今ちょっと話が出てなかったんですけど、先日運協の資料にもなったと思いますけれども、年度、年末に職員団体と交わした覚書の中で、運営方式は見直しをしたとしても、基本的には現在の保育の内容を引き継ぐっていうのが、その覚書の中には項目入ってたと思います。ただ、今、この計画を見ると、従前のを引き継ぐっていう話は明確には読めないような気がするんですね。そこはついこの間、組合と覚書を交わしたところですので、市のお考えっていうのは変わってないと思いますから、ぜひそれについては、この基本計画の中に盛り込んでいただきたいっていう要望をした

と思うんですが、保護者委員の皆さん、いかがでしょうか、その2つについて。

○石倉委員 賛成です。

○細部委員 わかたけ、細部ですけど、いや、何かちょっとこの基本計画自体が、まず運営方式をもう変えるっていうことが前提じゃないですか。だからその中身に入れる入れない以前に、そもそも公立保育園を運営方式を変えますが前提じゃない文にしてほしいんですよね、無理なんでしょうけど。

○東海林委員長 市の方針として何かしら方向性があるっていうのは不自然ではないと思うんですよ。ただ、それがもう決定事項っていう形だと、やっぱり保護者の今の要望とはちょっとずれてくるっていうところなので、間をとると、運営方式の見直し自体含めて見直しがかかる制度を、制度というか、その辺の話も書いてほしいっていうのは大丈夫ですか。

○細部委員 それは同意です。

○東海林委員長 運営方式の見直し自体の見直しも含めっていうところ。

○細部委員 そうですよ。

○東海林委員長 要望として。

○細部委員 だから、要は運営方式の見直し自体を見直す機会もあるっていうことを明文化する中に、やっぱりその条件として、今までの保育の中身が引き継がれるっていうことがちゃんと入ってるっていうことですよ。

○東海林委員長 そうですね、具体的に…。

○細部委員 だから、要はそれが引き継がれるっていうことができないのであれば、それは当然やりませんっていう選択ができるようにしてもらおうっていうこともあるんですよ。

○東海林委員長 基本的には、個人的には賛成なんですけど、要望としてお伝えするっていうレベルだとちょっと細か過ぎるかなっていうことで、2点改めてお伝えさせていただくと、この計画の進行時期を含めて見直す可能性もあるよっていうことをきちんと盛り込んでほしいというのがまず1点。それから、仮に運営方式を見直したとしても、従前の保育内容を引き継ぐっていうところについて覚書、覚書といいますか、組合と市のほうで年末に交わした覚書と同様の内容を反映させてほしいという2点。あ、それです、それです。これ要望として、じゃあお伝えさせていただきます。

○大澤委員長 はい、じゃあ要望という、これは運協側からの要望というふうな形で捉えてよろしいでしょうか。

○東海林委員長 ふだん決をとったりはしてないんですけど。

○大澤委員長 考え方としてどういうふうな形の扱いになるのかだけ教えていただければ。

○東海林委員長 わかりました。

保護者委員の方で異論がある方はいらっしゃいますか。

そうしましたら、じゃあ保護者委員の10名の総意として。

○大澤委員長 総意と。

○東海林委員長 その中で要望させて。

ほかに何かありますでしょうか。ちょっと時間的に。

じゃあ…。

○大澤委員長 じゃあ、すみません、(3)の総合的な見直しにつきまして、代表のほうから要望を2点お預かりいたしました。また、皆様方からのご意見も承り、また宿題をいただいた部分もあるかなと思ってます。これにつきましては、また次回ご報告をさせていただきたいというところで、こちらのほうに関するところにつきましては、本日はご意見というふうな形で整理をさせていただきたいというふうに思っております。

では、続きまして、(4)の当面の課題についてを議題とします。

資料のほう説明をお願いいたします。

○菅野委員 保育政策担当課長です。それでは、資料160につきましてご説明をいたします。本資料は毎回提出しておりますが、本年1月15日現在及び2月15日現在の臨時職員等の募集配置状況等をお示ししたものでございます。項番2のほうでは、臨時職員以外の欠員状態につきましてもお示しをしておりますが、今回、臨時職員以外の欠員は非常勤嘱託職員のうち11時間保育、保育士補助業務ですけれども、こちらで生じておりました、それ以外での欠員はございません。詳細は資料のとおりとなりますが、引き続き適正なる職員の配置等を職員課と調整して対応してまいりたいと考えております。説明は以上です。

○大澤委員長 今、職員の募集の配置状況につきましてご説明をさせていただいたところでございます。

この資料等を踏まえて、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

先ほどご意見は承ったかなというふうに思っておりますので、それを踏まえて採用等を進めていきたいというふうに思っております。

それでは、次回の日程の確認を議題といたします。

若干休憩いたします。

休 憩

再 開

○大澤委員長　それでは、再開いたします。

次回の日程につきましては、調整させていただいて、追ってご連絡をさせていただくというふうに思っております。その旨で皆様方ご理解をしていただきたいと思います。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。大変お疲れさまでした。

閉 会